

令和 6 年第 1 3 回(定例会)

厚真町教育委員会会議録

1 開会

令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (木) 1 4 時 3 0 分

2 閉会

令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (木) 1 6 時 3 0 分

3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 長門 茂明 金光 えり 池川 徹 日西 大介

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 阿部 雄史  
生涯学習課参事 乾 哲也  
生涯学習課社会教育グループ 主査 大垣 崇

5 会議録署名委員の指名

(長門 茂明)

(池川 徹)

6 教育長報告

(1) 行事参加等の動向 (資料 1)

(2) 令和 6 年厚真町議会第 7 回臨時会 (資料 2)

・令和 6 年度一般会計補正予算 (第 9 号) について

【質疑】

なし

7 所管報告

学校教育グループ

(1) 令和6年度小学校プール利用の実績について

7月16日(火)から9月5日(木)までの52日間  
(中止日数15日(閉庁日4日、水温計破損に伴う中止11日))  
中央小(開放のべ447人) 上小(開放のべ369人)

< R 5 参考 >

7月13日(木)から9月2日(土)までの52日間  
(中止日数7日(閉庁日3日、熱中症対策4日))  
中央小(開放のべ828人) 上小(開放のべ601人)

(2) 学校給食センターへの食材等の寄贈について

- ① 9月4日(水) 鵜川漁協厚真支所ホッキ部会から、ホッキ貝230kgの寄贈。9月11日(水)の学校給食で提供。
- ② 10月4日(金) J Aとまこまい広域農協から学校給食センターに新米「ななつぼし」50kgの寄贈。10月9日(水)の学校給食で提供。

(3) 10月定例校長・教頭会議について (資料3)

【質疑】

池川委員：ホッキ貝は貝殻が付いた状態で寄贈されるのか。

教育長：剥いた状態で寄贈される。

社会教育グループ

- (1) イナウ製作体験(町教委共催)／10月5日(土)／軽舞遺跡調査整理事務所／参加者5人 ※「イナウ」=伝統儀式でカムイ等に捧げる祭具  
※(公財)アイヌ民族文化財団補助事業 (資料4)
- (2) カムイノミ・イチャルパ(町教委共催)／10月6日(日)／ダム湖眺望広場 チセ風あずまや／関係者及び一般参加者81人(来賓：町長・議長・教育長・教育長・農業委員会会長) ※(公財)アイヌ民族文化財団補助事業 (資料5)
- (3) 厚真町スポーツ少年団連絡協議会環境美化活動(町教委共催)／  
10月12日(土)／厚真中学校陸上競技場周辺・町道新町フォーラム

- 線／参加者 36 人（参加者内訳：保護者 12 人・指導者 4 人・小学～高校生 20 人）
- （４）第 24 回健康ふれあいマラソン大会／10 月 14 日（月・祝）／厚真中学校陸上競技場周辺／参加者 マラソン 69 人、ウォーキング 15 人（参加者内訳：小学生 44 人・中学生 14 人・一般 26 人）
- （５）桜丘チャシ跡とアイヌ民族の歴史ツアー／10 月 20 日（日）／桜丘チャシ跡、富里・吉野地区・専厚寺境内岡田孤鹿墓碑／参加者 10 人
- （６）第 3 回ディスカバリーカルチャー「プラネタリウム×ダンス」／10 月 11 日（土）／青少年センター／参加者 25 人
- （７）鳥インフルエンザ防疫対応について  
防疫拠点としてスポーツセンターを提供  
期間：10 月 16 日（水）～10 月 20 日（日）  
※残務処理及び開館準備のため、10 月 17 日（木）～10 月 21 日（月）まで臨時閉館
- （８）令和 6 年度第 1 回厚真町地域クラブ検討会議（資料 6）  
日時 10 月 24 日（木）18 時 30 分～20 時  
場所 厚真町青少年センター 2 階  
出席 教育長・事務局職員 4 名・委員 13 名出席（全委員は 19 名）  
内容 ・経過及び概要説明  
・総合型スポーツクラブ設立準備進捗状況  
・意見交換

#### 【質疑】

長門委員：地域クラブ検討会議について、全体的なスケジュール感が提示され、理解することができた。心配な点は指導員や事務局の予算の財源として見込んでいるか。

大垣主査：T O T O 助成金で上限 120 万円の補助金がある。地域クラブ体制整備事業で約 100 万円の補助金を見込んでいる。

長門委員：その財源についてはクラブを創設準備のための補助金か。

大垣主査：クラブ創設準備のための補助金である。補助金だけでは運営費が足りないため、会費や自主事業の収入として見込む。

池川委員：地域おこし協力隊は国費であるが、会計年度任用職員は町費となるか。

大垣主査：地域クラブ体制整備事業の補助金で会計年度任用職員の報酬を賄う計画である。

池川委員：何年間補助を受けることができるか。

大垣主査：2年間補助を受けられる。

池川委員：令和9年度に施設の指定管理者と記載があるがどこの施設か。

大垣主査：例を挙げると、スポセンやスタードームの指定管理である。

池川委員：通常であれば、施設の指定管理はそこに関わるものであって、利益が出ると指定管理料は下がっていく。行政側が施設管理とクラブ活動を支援するものを含めて指定管理とするのであれば理解ができる。

大垣主査：想定ではスポーツ振興も含めている。

教育長：実際に他の町で実績があるのであれば、運営費に対する指定管理料の割合は資料としてあるか。

大垣主査：他の町のスポーツクラブは3つの施設の指定管理を受託している。

教育長：指定管理料の扱いは光熱水費などの施設管理に係る部分である。その他に独自事業で施設を活用してやることを認めた場合、収入や経費の見積が出てきて、指定管理料との相殺が出てくる。単純に指定管理を受託すると収入がプラスになるということではない。

大垣主査：その点については、地域移行がメインの話であり、指定管理を受託するのは目標である。総合型クラブは指定管理を受託していないクラブがほとんどである。指定管理を受託している方が、クラブの運営が安定しているため、理想像として入れている。

池川委員：地域移行して運営した時に年間の費用はどの程度か。

乾参事：来年度にかけて検討していく。

大垣主査：将来的には、現在、ボランティアで指導している指導者の報酬の支払いをすることが目標である。

長門委員：指導員が確保できなければ地域移行はできない。予算を確保するためにも、1つの競技で概算の予算を決める必要がある。

池川委員：指導者に報酬を支払うためには予算の積算が必要である。施設の指定管理を受けて利益を求めることについては別で考えた方がよい。

教育長：経済的な理由を期待できるかもしれないが、施設を民間が管理することで有効活用が期待できる。

池川委員：利用者がイベントを企画することで、利益は出るが、学校から民間に移行するために必要な予算を積算することが先である。

教育長：少年団活動は保護者の負担で成り立っている。今後、クラブを維持していく上で、参加負担金や指導者の人数や予算が見えてくる。

長門委員：その部分を少なく見積るよりは、ここまであると理想だという数字を積み上げるとよい。

教育長：全国的に国の主導で行われている学校現場での働き方改革がきっかけとなっている。市町村も民間に任せっきりでなく、予算を見積ることで財源の不足が見えてくる。指導者も本業があるため、兼業を認めないとならない。指導している時間の保証をしないと活動時間に制約が出てくる。

長門委員：極端な話にはなるが、除雪の仕事に行くよりも部活動の指導に行く方が待遇がいいとなれば指導員の確保がしやすくなる。

池川委員：陸上は会費を徴収しているか。

大垣主査：小学生から月800円を徴収している。

池川委員：予算を確保するために会費を値上げすることについては balan

スが必要である。

教育長　：負担が増えると保護者の同意を得ることは難しい。

池川委員：指導者をやってくれる人を増やしていくことが大切である。

教育長　：道内でも地域クラブの移行を検討している中で、保護者からは学校に指導員が入れば部活が続くという意見がある。部活が続けばいいのかもしれないが、現実的ではない。現在の指導員については部活動の地域移行を前提とした準備補助ということで配置されている。

大垣主査：部活動はお金が掛からないが、総合型クラブになるとお金が掛かると、部活動の方が良かったという保護者の意見が必ず出てくる。

池川委員：先生の働き方改革であるため仕方がない。指導者が仕事としてするのは難しい。

教育長　：仕事として指導者をするのであれば、手当を手厚くしなければならない。

大垣主査：クラブチームで指導者として仕事をしているのはサッカーや野球などのプロスポーツしかない。

池川委員：検討会議にはどういったメンバーで構成されているのか。

大垣主査：学校長、興味を持っている教員、スポーツ少年団の代表者、体育協会代表者、文化協会代表者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進員である。

池川委員：陸上でモデルプランを作成してはどうか。

教育長　：まず、作成して、足りないものを拾ってみる。

池川委員：公務員が時短勤務はできるのか。

教育長　：兼職は可能であるが、義務免除になるか。

阿部課長：有給休暇である。

教育長　：任命権者の許可を得ると給与と他の収入が認められる。

池川委員：勤務体系の早出を認められるとボランティアでできる人がいる

と思う。

阿部課長：フレキシブル勤務は管理者が許可すれば可能である。

## 8 その他

(1) 在宅勤務の実施について (資料7)

(2) 体育振興及び文化振興行事参加費補助金の緩和措置について

今年度4月1日付けで補助要綱を改正し、補助上限額を設定したが、運用において現状を鑑み、教育長、町長の承諾を得て下記の通り緩和措置を講じた。要綱修正については、現在、総務課と協議中。

| 補助区分    | 緩和前補助上限額           |                    | 緩和措置補助上限額                   |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
|         | 児童生徒及び<br>伴う引率・指導者 | 左記以外の者<br>(高校生・大人) |                             |
| 地区大会等   | 3,000円             | 3,000円             | 左記上限額を越えた金額のうち7割を緩和措置補助とする。 |
| 全道大会    | 20,000円            | 20,000円            |                             |
| 全国・国際大会 | 100,000円           | 100,000円           |                             |

※緩和措置補助率は、令和6年度＝7割、令和7年度＝5割、令和8年度＝3割、令和9年度以降は上限額を改正要綱に従う。

(3) 令和6年度胆振管内教育委員会委員研修会について (予定)

日時：令和7年2月6日(木)～7日(金)

場所：登別グランドホテル

### 【質疑】

なし

## 9 次回委員会の開催日程

・11月28日(木) 午後2時30分 (予定)

## 10 閉会